

令和 7 年 2 月 17 日
関 東 地 方 整 備 局

令和 7 年度設計業務委託等技術者単価の取扱いに関する留意事項

1. 業務の見積書作成について

当局で発注する業務の予定価格は、令和 7 年 3 月 1 日以降に入札書提出締切日を設定している業務については、令和 7 年度設計業務委託等技術者単価（新技術者単価）を使って積算を行いますので、入札書を作成する際はご注意ください。

＜予定価格作成に使用する単価＞

入札書提出締切日	旧技術者単価（R6 年度）	新技術者単価（R7 年度）
～令和 7 年 2 月 28 日まで	○	
令和 7 年 3 月 1 日以降		○

※令和 7 年 3 月 1 日以降に入札書提出締切日を設定している業務において公共工事設計労務単価を一部使用する場合は、「令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」を用いて積算します。

2. 令和 7 年 2 月 28 日までに入札書提出締切日が設定され、令和 7 年 3 月 1 日以降に契約する業務について

新技術者単価の設定に伴い、新技術者単価適用日（令和 7 年 3 月 1 日）時点で未契約業務については、適正な価格で契約を行うことを考慮し、契約後、新技術者単価により算出された業務委託料に変更するための協議（条項：契約外の事項）を請求することができることとします。

なお、令和 7 年 2 月 28 日までに契約済の業務には適用しません。